

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 6 月 24 日（金）第3223号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3
- 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課取扱い） 3
- 肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 4
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 4

公 告

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成28年度鹿児島県献血推進計画の公表（薬務課取扱い） 5

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（2件）（監査委員事務局取扱い） 5

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年 6 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字古仁屋字石橋原939番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
大島郡徳之島町井之川字目亀855番，860番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び徳之島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
奄美市名瀬金久字配田1447番1，1447番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第633号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
南九州市知覧町郡字笠山谷13219番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第634号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
スマイル薬局	出水市野田町下名6911	平成28年 6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第635号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により管理理容師資格認定講習会を、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成28年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習日程
平成28年11月14日（月）、同月21日（月）及び同月28日（月）
- 3 講習会場
鹿児島県市町村自治会館
鹿児島市鴨池新町7番4号
- 4 講習科目及び講習時間数
 - (1) 管理理容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
 - (2) 管理美容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 5 受講料
18,000円
- 6 受講申込先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号
電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第636号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成28年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番 号	更新後の 登録の有 効期限	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分量（%）	その他の規格	生 産 業 者	
						氏名又は 名称	住 所

鹿児島 県肥第 1282号	平成34年 6月17日	魚かす粉 末	7-6か ごしま魚 粉	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	該当なし	鹿児島ブ ロフーズ 株式会社	鹿児島市 城南町37 番地
鹿児島 県肥第 1283号	平成34年 6月17日	魚かす粉 末	6-6か ごしま魚 粉	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当なし	鹿児島ブ ロフーズ 株式会社	鹿児島市 城南町37 番地

鹿児島県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年6月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	肝属郡南大隅町佐多伊座敷 字鞍掛4099番地先から同町 佐多伊座敷字尾迫5448番10 地先まで	前	7.4~63.2	2,609.2
			後	7.4~63.2	2,609.2
			後	10.0~33.9	2,461.3

鹿児島県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年6月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	曾津高崎線	大島郡宇検村大字名柄字脇 田214番1地先から同村大 字名柄字中間チャ178番1 地先まで	前	7.5~22.1	530.8
			後	7.8~29.4	530.8
			後	9.4~37.3	404.8

鹿児島県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年6月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	曾津高崎線	大島郡宇検村大字名柄字脇田214番1地先から同村 大字名柄字中間チャ178番1地先まで	平成28年 6月24日

公 告

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成28年度鹿児島県献血推進計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定により、平成28年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

平成28年 6 月 24 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第7号

平成28年 3 月 25 日付け監査第113号の監査結果に基づき、平成28年 5 月 26 日付け鹿教総第122号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年 6 月 24 日

鹿児島県監査委員	田 中 和 彦
同	橋 口 和 博
同	禧 久 伸一郎
同	ふくし山ノブスケ

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
鹿児島水産高等学校	職員手当の過払いがある。	<ol style="list-style-type: none"> 再発防止の対策 過払い分について、速やかに返納処理を行うとともに、該当者への制度の周知を図り、併せて、複数での書類チェックを徹底し、手当等の誤支給の未然防止に努めることとした。 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互の自主検査を活用したチェック体制を強化することとした。
霧島高等学校	職員手当の過払いがある。	<ol style="list-style-type: none"> 再発防止の対策 過払い分については、該当者に説明を行い、速やかに返納処理を行った。同時に部活動顧問に制度の周知を図るとともに、証拠書類等は必ず複数で確認を行うよう、チェック体制の強化を行い、手当の誤支給防止に努めることとした。 自主検査の強化 所属間相互乗入れによる自主検査を活用したチェック体制を強化することとした。
牧之原養護学校	平成25年度に支払うべき扶助費を平成26年度に支払っているものがある。	<ol style="list-style-type: none"> 再発防止の対策 支給に係る書類の確認を複数の職員で行い、支給漏れがないようチェック体制の強化を図るとともに、保護者へ支給可能額及び請求締め切り日の周知徹底を更に図ることとした。 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査

	の積極的な推進を図ることとした。
--	------------------

監査委員公表第8号

平成28年3月25日付け監査第114号の監査結果に基づき、平成28年5月26日付け鹿公委会第1号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年6月24日

鹿児島県監査委員	田 中 和 彦
同	橋 口 和 博
同	禧 久 伸一郎
同	ふくし山ノブスケ

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
免許試験課	公用車の物品事故により、損害が発生している。	1 事故当事者に対し再発防止のための個別指導及び運転訓練を実施した。 2 朝礼や全体会議等において幹部による指示及び指導教養を実施した。
交通機動隊 薩摩川内警察署 霧島警察署 曾於警察署 鹿屋警察署	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。	3 交通事故事例・防止対策についての教養資料や通知文を発出した。 4 車両の特性等を体験させる実技訓練を行い安全操作の基本を習得させた。
機動隊 鹿児島中央警察署 鹿児島南警察署 日置警察署 薩摩川内警察署 霧島警察署	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。	5 定期的な車両点検及び車両清掃を実施し、車両の適正管理を徹底した。 6 安全運転五則の唱和及びヒヤリ・ハット体験スピーチを実施し、交通安全意識の向上を図った。 7 小グループによる検討会や安全運転標語コンクールを実施し、安全運転に関する意識の醸成を図った。
鹿児島中央警察署 鹿児島西警察署 枕崎警察署 日置警察署 いちき串木野警察署 出水警察署 始良警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。	
鹿児島南警察署	交通事故が複数あり、公用車等に多額の損害が発生している。	
鹿児島中央警察署 鹿児島西警察署	パソコン等の物品事故が複数あり、損害が発生している。	1 事故当事者に対し再発防止を指示した。 2 朝礼や全体会議等において幹部による指示及び指導教養を実施した。
鹿屋警察署	パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。	3 本部職員によるパソコンの適正な取扱いに関する教養を実施した。

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年6月24日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

平成28年7月25日（月）から同月29日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 追加取得講習

平成28年7月28日（木）及び同月29日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、最近5年間に当該警備業務の区分（以下「4号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近5年間に4号の警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

5人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成28年7月4日（月）から同月8日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル以内、横の長さ3.6センチメートル以内）を添付する。）

- チメートル以内) 1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。) 1通
イ 4号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通
ウ 履歴書 1通
エ 追加取得講習受講者にあつては、4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

7 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490